⑮　本工事は、「共通仮設費のうち営繕費（労働者送迎費、宿泊費、借上費）」及び「現場管理費のうち労務管理費（募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用）」等について、土地改良事業等請負工事積算基準（以下「積算基準」という。）に基づき算出した費用に「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について」（被災地補正）（東北農政局ＨＰ：http://www.maff.go.jp/tohoku/sinsei/nyusatu/pdf/hisaichihosei.pdf参照）に基づく補正係数を乗じて計上しているが、被災三県（岩手県、宮城県及び福島県）における建設工事については、不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合並びに建設資材の調達に要する費用（購入費、輸送費）について、通常調達する地域内の需給状況から、工事を円滑に実施するために遠隔地から調達せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策等に変更が生じ、積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、これら費用の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

⑯　本工事は、女性も働きやすい現場環境（トイレ・更衣室）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

⑰　本工事は、週休２日制を促進するため、週休２日に取り組むことを前提として、現場閉所状況に応じて工事成績評定に加点評価を行うとともに、履行実績取組証明書の発行を行う工事である。

⑱　本工事は、週休２日を実施した場合に対象期間中の現場閉所状況に応じて労務費、機械経費（賃料）、間接工事費を補正し設計変更を行う試行対象工事である。受注者は、週休２日を実施する希望がある場合、契約後、週休２日の実施計画書を監督職員へ提出し、本試行を適用することができる。

⑲　本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。

⑳　本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの試行工事である。

２　競争参加資格

⑴　次に掲げる条件を満たしている者、若しくは次に掲げる条件を満たしている二者又は三者により構成された特定建設工事共同企業体であって、東北農政局長から特定建設工事共同企業体として資格認定を受けた者であること。

①　予決令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

②　予決令第71条の規定に該当しない者であること。

③　東北農政局における平成31・32年度一般競争参加資格のうち土木一式工事及び建築一式工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。

ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北農政局長が別に定める手続に基づいて一般競争参加資格の再認定を受けている者であること。

④　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記２⑴③の再認定を受けた者を除く。

⑤　東北農政局における平成31・32年度一般競争参加資格のうち土木一式工事の一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が1,250点以上であり、かつ、建築一式工事の一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が1,150点以上であること。また、特定建設工事共同企業体による申請の場合、代表者以外の構成員における土木一式工事の客観点数が1,150点以上であること。（上記２⑴③の再認定を受けた者にあっては、当該再認定後の客観点数が要件を満たしていること。）

⑥　次に掲げる施工実績を有すること。

ア　平成16年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績。

ただし、特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体（以下「共同企業体」という。）にあっては、構成員のうち１社が同種工事の施工実績を有すること。また、共同企業体としての施工実績は、出資比率が20％以上のものについて認める。

イ　同種工事とは、揚排水機場工事とする。施設規模については問わない。

ウ　当該実績が各地方農政局が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定の評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

⑦　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ただし、契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）及び工事完成後、検査が終了し事務手続き、後片付け等のみが残っている期間においては、工事現場への専任を要しない。

ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「同等以上の資格を有する者」とは、次の者とする。

ａ　１級建設機械施工技士の資格を有する者

ｂ　技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」、「水産土木」とするものに限る。））の資格を有する者

イ　建築工事においては、１級建築施工管理技士若しくは２級建築施工管理技士（建築）又はこれと同等以上の資格を有する主任技術者又は監理技術者を配置できること。なお、同等以上の資格を有する者とは、一級又は二級建築士の資格を有する者とする。

配置する期間は建築工事の施工期間とする。また、土木工事の主任技術者又は監理技術者が、建築工事の資格を有する場合は兼ねることができる。

ウ　監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

エ　平成16年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工経験を有する者であること。なお、共同企業体にあっては、土木工事及び建築工事の各々において、一人の主任技術者又は監理技術者が次の同種工事の施工経験を有すること。また、当該経験が各地方農政局が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定表の評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

ａ　土木工事の同種工事は、上記２⑴⑥イに掲げる同種工事と同じ。

ｂ　建築工事の同種工事は、建築工事とし施工規模は問わない。

オ　主任技術者又は監理技術者にあっては直接的、かつ、恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を確認することができる資料を求めることがあり、その確認がなされない場合は入札に参加できないことがある。なお、恒常的な雇用関係とは入札の締切日以前に３ヶ月以上の雇用関係があることをいう。